

# 【第4弾】南部町ふるさと支援がんばろう商品券に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない中、物価上昇による消費の下支え、消費購買力の流出防止、町内事業者の売上向上を図り、地域の賑わいと併せて地域経済の活性化を図る機会となるよう、昨年度に引き続き、町民一人当たり1万円分の【第4弾】「南部町ふるさと支援がんばろう商品券」をお届けいたします。

**給付対象となる方** 令和4年8月1日に南部町の住民基本台帳に記録されている方  
※転入・出生については基準日（令和4年8月1日）より14日以内（8月14日まで）に届出があった方は申請可能です。

**商品券** 一人につき1万円分の商品券  
（全店共通券500円×10枚、ふるさと応援券500円×10枚 計20枚）



- ※ 「全店共通券」は取扱店舗の全ての店舗でご利用できます。
- ※ 「ふるさと応援券」は、オキノキャロット南部店、ウエルシア南巨摩南部町店、コメリ南部店の3店舗ではご利用できません。

## 使用期間

令和4年10月1日（土）から

令和5年1月31日（火）まで

## 取扱可能店舗

商品券の発送時に取扱店舗一覧を同封いたします。

※取扱店舗は申請いただいた協力店舗となります。

（前回の取扱店舗と異なる場合がありますのでご注意ください。）

※9月下旬頃より南部町ホームページにも掲載いたします。

裏面もご覧ください

## お届け方法

昨年度の【第3弾】の商品券を発送させていただいた世帯で、令和4年8月1日時点で南部町の住民基本台帳に記録されている方は、申請の手続きが不要で世帯主宛てに簡易書留郵送いたします。

※ 商品券は、9月下旬から順次発送します。

※ 簡易書留郵送となりますので、お手元に届くまでにお時間がかかる地域等がありますが、ご理解をお願いいたします。

※ 前回の商品券が未申請・辞退・転入・出生等の方々には通知を発送させていただきます。

## 商品券取扱い遵守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供等の取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止です。
- お釣りは出ませんので、不足分は現金でお支払いをお願いします。
- 綴りから切り離された商品券は原則使用できません。ただし、消費者がその綴りを持っており管理番号から確認できれば使用できます。
- 有効期間が過ぎた商品券は使用できません。
- 商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者（南部町）はその責を負いません。

## 商品券の利用対象にならないもの

- (1) たばこ
- (2) 出資、債務又は振込手数料等の支払い
- (3) 国税、地方税や使用料等の公租公課
- (4) 商品券やプリペイドカード等換金性の高いもの
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担
- (6) 事業活動に伴い使用する原材料、機械類及び仕入れ商品等の支払い
- (7) 不動産に係る支払い
- (8) 現金との換金、金融機関への預入れ
- (9) 商品券の交換又は売買
- (10) その他、南部町が指定するもの

お問合せ

南部町役場 産業振興課

商工観光係 ☎64-8075